

令和3年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和3年5月28日(金)

閉会 令和3年5月28日(金)

仁木町議会

令和3年第2回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日時 令和3年5月28日（金曜日）午前10時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 所信表明
日程第6 行政報告
日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）
日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
日程第11 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）
日程第12 承認第6号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）
日程第13 議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第2号 令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について

令和3年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 3年 5月28日（金） 午前10時30分
 閉 会 令和 3年 5月28日（金） 午後 1時22分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	菊 地 健 文
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	可 児 卓 倫
財 政 課 長	和 田 秀 文	教 育 次 長	奈 良 充 雄
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
企 画 課 長	新 見 信	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
住 民 課 長	河 井 健	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 課 参 事	渡 辺 和 之	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和3年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日5月28日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認6件、議案2件の合計8件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき省略いたします。日程第5の所信表明については、佐藤町長より所信表明を行っていただきます。日程第6の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき省略いたします。日程第7から第10の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11から第12の専決処分・条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の補正予算については即決審議でお願いいたします。日程第14の請負契約については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日5月28日金曜日、会期は開会が5月28日、閉会が5月28日の1日限りといたします。

次に、その他の事項についてでございます。(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る議会運営についてでございます。北海道が緊急事態宣言対象地域となったため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインをフェーズ1に上げます。続いて(2) 当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、5月28日の1日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月28日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 所信表明

○議長（横関一雄）日程第5『所信表明』を行います。

佐藤町長から所信証明の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本日、ここに令和3年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多様にもかかわらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り感謝申し上げます。

令和3年第2回仁木町議会臨時会を開催するに当たり、三期目の町政を担う私の所信と施策の基本的な考え方を申し上げます。

さて、この度の任期満了による仁木町長選挙に際しましては、町民の皆さまを始め多くの方々から温かいご信任をいただき、無投票により再び町政の舵取り役を担わせていただくこととなり、大変光栄に存じます。加えて、その職責の重さを改めて感ずるとともに、町民の皆さまの大きな期待と信頼に応えられるよう、皆さまの声に真摯に耳を傾けながら、新たな4年間をこれまでの延長としてではなく、未来へ続く挑戦のステージと捉え、仁木町の持つ限りない可能性を大きく育ててまいる決意であります。初心を忘れず、驕ることなく公約実現に向けて全力を注いでまいる所存でございますので、町民の皆さま、並びに議員各位におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

これまで二期8年間、議会、町民の皆さまをはじめ仁木町を応援いただいている多くの企業との協働により、新たな発想のもと様々な取組に挑戦し、地方創生の礎を築くことができました。一期目は、産業振興、とりわけ農業に重きを置いた政策を推進し、二期目におきましては、「町の未来を創る」を公約に掲げ、更なる力強い産業の構築に向けた政策を推進、子どもや子育て世代への支援、高齢者や要支援者へ

の持続的なサービスが提供できる体制の構築、広範な民間企業との関係の醸成など、仁木町の未来に向け持続可能な町づくりを進めてまいりました。しかし、我が国は、世界に類を見ない人口減少・少子高齢化時代に突入している中、本町では全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでおり、医療・福祉・商業など生活に不可欠なサービスの低下、コミュニティ機能の低下、災害対応の脆弱化といった課題が顕在化しているほか、基幹産業である農業の担い手不足など、地域の経済・産業においても大きな影響を及ぼしております。このように、人口減少と高齢化は地域経済を縮小させ、更なる人口減少と少子高齢化につながる悪循環を加速させております。さらには、新型コロナウイルス感染症が町民の皆さまの暮らしや地域の経済に大きな影響を与えていることも相まって、今期におきましても厳しい状況が継続しておりますが、この状況を乗り越え、未来に向かって持続できる地域を実現させ、新たな時代に立ち向かっていくことが私に与えられた使命であるものと考えております。

三期目の立起にあたり、私は「仁木愛（にぎあい）あふれる町づくり」を目指すことを、全ての町民の皆さまにお約束いたしました。この「仁木愛（にぎあい）」の意味するところですが、仁木町で暮らす町民の皆さまはもとより、仁木町にゆかりのある全ての方々に「仁木町への思い（愛）」を醸成していただくことと、「にぎあい」は単に、人が集まる「賑わい」ではなく、「仁木町への思い」を持った人が集い、コミュニケーションを深めていただくことを表現する造語であります。「仁木愛（にぎあい）あふれる町づくり」を推進させていくため、本年度からスタートしている「第6期 仁木町総合計画」、さらには、2年目を迎えている「仁木町まち・ひと・しごと総合戦略」と連動した3つの目的を設定し、重点的に施策を講じてまいります。

一点目は、「安心して住み続けられる町づくり」であります。

近年、頻発している災害に対し、町民の皆さまの命と暮らしを守ることができる体制整備と「防災士」の資格を有する職員を配置いたします。

仁木町で安心して生み・育てられる環境を充実させるため保育所、放課後児童クラブ、子育て支援センター、小型児童館といった子育て支援機能が一体化した（仮称）仁木町子育て支援拠点施設を令和5年度からの供用開始に向け準備を進めるほか、本年度、北海道が創設した妊産婦検診交通費補助金の補助対象とならない妊産婦の方にも同等の支援が受けられることができるよう、町独自の支援制度を創設します。

また、老朽化している社会インフラの計画的な整備や、地域公共交通サービスの充実に向け不断の取組を継続してまいります。さらには、全ての町民の皆さまへ持続的に福祉・介護サービスを提供できるよう福祉・介護人材の育成に向けた支援に努めるほか、生涯にわたり仁木町での暮らしを望まれる方々にとって必要となる新たな支援について関係機関の皆さまと連携し、検討してまいります。

二点目は、「仁木町の未来を牽引する多様な人材の育成と確保」であります。

これまでの取組により、全国各地から新規就農者や新規ヴィンヤードの方々を始め、多くの方々が仁木町に移住・定住し、地域の新たな担い手としてご活躍いただいているところです。4月27日に公表された2020年農林業センサスによると、この5年間において、総農家数は、全国で22%、全道で14%、後志管内で12%と大幅に減少している中であって、本町においては、新規就農者やワイナリー事業者の参入により6%の減少にとどまっているところですが、令和元年度に実施した農業経営及び農地利用状況に関する調査によれば、町内60歳以上の農業経営者のうち、後継者が確保されている方は24%に止まり、今後、何らかの対策を講じなければ、担い手の大幅な減少が危惧されます。このことから、仁木町新規就農受入協議会に

よる新規就農者の育成・確保に向けた取組を強化していくほか、農業経営の第三者継承の円滑化に向けた仕組みづくりや、道内外の農業産地やリゾート施設と連携した農業人材の供給システムの構築など、新たな制度や仕組みが必要になっているものと考えております。私は選挙の第一声の中で、オホーツク総合振興局管内の津別町農業協同組合が実践している離農者から新規就農者への経営継承の取組や、雇用労働力の確保が困難な地域が連携し、日本人の農場スタッフや特定技能外国人人材等を通年雇用している事例を紹介させていただきましたが、こういった優れた事例や仕組を参考に、仁木町農業委員会、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター等と連携し、本町の実態に即した制度や仕組づくりに向けた調査・研究に着手いたします。コロナ禍の中、テレワークが普及し、このことにより、自宅に求められる役割も変化し、自宅でより快適に過ごしたいと考える方が増加しており、実際に農村での暮らしを選択された方の事例がマスコミでも紹介されております。こうした状況を踏まえ、後志自動車道の整備により札幌・小樽、将来的にはニセコエリアとの交通アクセスが強化される中、良好な農村景観や病院、量販店等にも近いといった本町の魅力と特徴を活かし、遊休町有地を移住者用住宅用地として分譲し、定住人口拡大に向けた実証実験を行います。ここで得られる知見を基に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「優良田園住宅」の誘致等、定住人口の拡大に向けた取組に活用してまいります。さらには、本町の未来を牽引する多様な人材を育成し確保に向け、民間企業・金融機関・大学などとの連携や交流を通じ、DX（デジタルトランスフォーメーション）やグローバル化に対応できる人材育成等、仁木町の未来を牽引する多様な人材の育成と確保に向けた施策を展開してまいります。

三点目は、「持続可能な仁木町の農業・商工業・観光の推進」であります。

私は、これまで農業を成長産業にしなければ福祉や教育を始めとする他の分野に関する施策を打ち出すことは困難なものと考え、農業振興に重きを置いた町政を推進し、ミニトマトの販売額の増加、ワイン産地が形成されたほか、プロモーション活動による農産物のブランド産地化が図られたことにより、ふるさと納税額の大幅な増加にも結びつき、その果実（基金）を活用し、子育て世代の助成、新築住宅建設への補助など、町独自の支援が行えるようになりました。このことを踏まえ、引き続き、農業を仁木町の発展を牽引する基幹産業と位置付け、ワイン分野を含む農業の振興に努めてまいります。ワイン事業者の支援につきましては、新規参入されたワイン事業者の円滑な事業展開を支援するため、総務省の地域人材事業を活用してワイン用ブドウ栽培に精通しているアドバイザーを招聘し、栽培管理技術の高位平準化に向けた交流の場を創出します。また、ワイン用ブドウ栽培と環境保全の両立や、自然環境の保全、良好な景観の形成等といった農業の多面的な機能の創出に寄与していくことが重要であることから、ワイン用ブドウ畑でのカバークロープ（緑肥）の作付けや堆肥の計画的な施用を奨励するほか、ワイナリーが集積するエリアでの多面的機能の維持・保全と合わせ、水田が連なる地域の住民が協同で実践している草刈りや水路の泥上げといった活動を波及させ、持続可能な美しいワイナリー景観の形成を目指した協同活動に向けた意識醸成等、地域コミュニティの活性化を支援します。

今後、これらの成果を踏まえ、町民の総意により優れた景観づくりを理念とする景観条例の制定につなげてまいります。農業生産基盤の整備につきましては、余市川に設置されている頭首工等の水利施設の老朽化や作業効率が悪い狭隘な水田が散見され、補助事業で導入した施設や農業機械が更新の時期を迎えているなど、生産基盤の脆弱化が顕著となっていることから、農業者の負担軽減に向けた支援を拡充させます。農産物のブランド化に向けた支援につきましては、果樹産地仁木町のブランド力を活かした持続可能

な果樹農業の展開に向け、既に先駆的な若手農業者が中心となって試験栽培に取り組んでいる「ヘーゼルナッツ」を戦略作物と位置付け、仁木町新戦略作物導入支援事業を創設し、本格栽培に向けた支援を行います。スマート農業につきましては、高齢化や労働力不足が深刻となっている中、各地で導入が進められており、本町においても調査・研究のうえ推進すべきものと考えております。このことから、公益財団法人北海道市町村振興協会の補助金を活用し、民間の研究機関や余市町と連携し、ワイン用ブドウの病害防除や収穫の適期が把握できるシステムの実証調査に取り組むほか、今後、整備される光ファイバー網を活用したスマート農業の社会実装にも取り組んでまいります。観光の振興につきましては、果樹観光とワインツーリズムといった地域資源のブラッシュアップやブランディングを強力に進め、多くの人を呼び込み、再び訪れてみたい魅力あふれる観光の構築を目指し、ワインツーリズムを仁木町観光のコアと位置付け、リモートを含めたプロモーション活動やワインバスの運行等を通じ、ワインツーリズムを気軽に楽しめる環境づくりに取り組みます。そのほか、令和6年度に予定されている後志自動車道（仮称）仁木インターチェンジの開通により交通アクセスが飛躍的に強化される中、優れた立地条件、観光農園やワインツーリズムといった観光資源、良好な自然環境と運動した宿泊型観光の構築を目的に、ワーケーション、キャンピングカー、アウトドアツーリズムをはじめ、多様な宿泊型観光にも対応できる体制の整備に向け、仁木町観光協会、民間事業者と連携した実証実験を行います。（仮称）仁木、（仮称）仁木南の2つのインターチェンジを活用した町全体の賑わいの創出に向け、国の支援制度等を活用しながら観光拠点のあり方やコンセプトを検討し、近隣の観光拠点との棲み分けを図りながら魅力ある拠点づくりを計画的に進めてまいります。

さらには、リモートワーカー、個人起業、企業等を誘致していく上で、仕事や子育てへのサポートを受けやすい環境が求められることから、行政機関、保育所・放課後児童クラブに隣接した場所に、安価に気軽に利用できるデジタル化にも対応したワーキングスペースやミーティングルーム等を配置し、金融機関・経済団体等が入居した地域経済の活性化に向けた拠点の設置に向けた検討にも着手します。その他にも2030年度末に予定されている北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）につきましても、持続可能な安定した交通の確保を第一に、強い決意をもって対応するほか、人口減少社会が本格化している中、議会、町民の皆さまはもとより、近隣自治体とも積極的に意見を交換しながら、未来に向けて、持続可能な行政サービスや公共施設の在り方の検討や見直しについても取り組んでまいります。

コロナ禍の下、今後も困難な状況が続くことが懸念される中での三期目のスタートとなりましたが、町民の皆さまの命と暮らしを守るため、ワクチン接種の円滑な実施を始め、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策に全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げ、私の三期目に向けた所信表明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の所信表明が終わりました。

これで所信表明を終わります。

日程第6 行政報告

○議長（横関一雄）日程第6『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありました。先ほどの議会運営委員会委員長報

告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めます。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）となっております。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4425万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8065万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表 繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和3年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）それでは承認第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から、2ページ、22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額4425万7000円を減額し、補正後の合計を42億8065万1000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。1款、議会費から、4ページ、14款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額4425万7000円を減額し、補正後の合計を42億8065万1000円とするものでございます。

5ページをご覧願います。第2表 繰越明許費補正、変更でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業で1928万2000円を2167万円に増額し、繰り越すものであります。

6ページをお開き願います。第3表 地方債補正、変更でございます。農業競争力強化基盤整備事業につきまして、借入限度額2480万円を2340万円に減額し、減収補填債につきましても500万円を347万7000円に減額するものであります。

7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての

科目を載せたものがございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものがございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金は1917万円の減、地方債は140万円の減、その他2048万9000円の減、一般財源319万8000円の減となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税につきましては、収入見込みにより513万8000円の追加、2項、固定資産税につきましても、収入見込みにより33万6000円の追加、3項、軽自動車税につきましては収入見込みにより16万2000円の減額、4項、市町村たばこ税につきましては額の確定により61万2000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。2款、地方譲与税につきましては、いずれも額の確定による追加で、1項、地方揮発油譲与税は1万4000円の追加、2項、自動車重量譲与税は124万7000円の追加、3項、森林環境譲与税は2000円の追加、11ページ、3款、1項、利子割交付金につきましては、額の確定により13万2000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。14款、1項、配当割交付金につきましては、額の確定により9万8000円の追加、13ページ、5款、1項、株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により53万8000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。6款、1項、法人事業税交付金につきましては、額の確定により92万7000円の追加、15ページ、8款、1項、ゴルフ場利用税交付金につきましては額の確定により23万2000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。9款、1項、環境性能割交付金につきましては、額の確定により235万円の減額、17ページ、11款、1項、地方交付税につきましても額の確定により13万5000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金につきましては、収入実績により99万8000円の減額、19ページ、14款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましては、使用実績の増減により274万9000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。2項、手数料につきましては、収入実績の増減により76万円の追加でございます。

22ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、額の確定により760万1000円の減額、2項、国庫補助金につきましては実績により230万9000円の減額、23ページ、3項、委託金につきましては、実績により49万1000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては、額の確定により498万9000円の減額、2項、道補助金につきましては、額の確定により496万9000円の減額でございます。

26ページをお開き願います。3項、道委託金につきましては、実績により20万7000円の追加でございます。なお、27ページ、4目、民生費委託金につきましては、目を新設し、6000円の追加でございます。

28ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入につきましては、収入実績により116万4000円の減額、2項、財産売払収入につきましては5000円の減額でございます。

29ページ。18款、1項、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附1588万6000円の追加でございます。

30ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては、事業完了に伴い3988万3000円の減額でございます。なお、財政調整基金繰入金は繰入れなしのため、全額を減額し廃目としてお

ります。

31ページ、21款．諸収入、1項．延滞金、加算金及び過料につきましては、4万8000円の減額でございます。加算金と過料は収入なしのため廃目、町預金利子につきましても、一時運用利子がなかったため廃項とし、3項．貸付金元利収入につきましては、実績により14万2000円の減額、4項．受託事業収入につきましても、収入実績に伴い209万4000円の減額でございます。

32ページをお開き願います。5項．雑入につきましては、額の確定により237万3000円を追加、滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息は廃目、続きまして34ページ、7目．過年度収入は目を新設し、394万4000円の追加であります。

36ページをお開き願います。22款．町債につきましては先ほど地方債補正で説明した分でございます。

37ページをお開き願います。歳出でございます。1款．1項．議会費につきましてはすべて執行残で72万1000円の減額。

39ページをお開き願います。2款．総務費、1項．総務管理費につきましては、2077万4000円の追加で、1目．一般管理費から、46ページ、5目．企画費まではすべて執行残、49ページ、8目．ふるさとづくり事業費は3508万円の追加で、ふるさと納税の寄附をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項．徴税費につきましては、執行残で51万5000円の減額でございます。

50ページをお開き願います。3項．戸籍住民登録費につきましては、執行残で45万3000円の減額、5項．統計調査費は財源内訳の変更、51ページ、6項．監査委員費につきましては執行残で2万1000円の減額でございます。

52ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費につきましては、1897万8000円の減額で、1目．社会福祉総務費から、56ページ、4目．心身障害者特別対策費まですべて執行残でございます。

58ページをお開き願います。5目．国民年金事務費は財源内訳の変更、6目．後期高齢者医療費は執行残と、59ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金で92万6000円の減額。2項．児童福祉費につきましては1125万3000円の減額で、1目．児童福祉総務費から、62ページ、4目．保育所費まですべて執行残、災害救助費は執行なしにより8万円を減額し廃項としております。

64ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費につきましては1991万6000円の減額で、1目．保健衛生総務費、2目．老人保健推進費まで執行残、66ページ、3目．予防費から、68ページ、4目．環境衛生費につきましては、執行残と新型コロナウイルスワクチン接種事業による追加であります。

70ページをご覧ください。5目．上水道費は簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

71ページ。6款．農林水産業費、1項．農業費につきましては557万9000円の減額で、すべて執行残であります。

75ページをお開き願います。2項．林業費につきましては33万9000円の減額、76ページ、森林環境譲与税基金積立金は2000円の追加であります。

77ページ。7款．1項．商工費につきましては、すべて執行残で2568万9000円の減額でございます。

81ページをお開き願います。8款．土木費、1項．土木管理費につきましては13万8000円の減額、1目．土木総務費は執行残、2目．土木機械管理費は、財源内訳の変更であります。2項．道路橋りょう費はすべて執行残で1154万3000円の減額でございます。

82ページをお開き願います。3項．河川費につきましては執行残で、69万1000円の減額、4項．住宅費に

つきましても執行残で37万5000円の減額でございます。

84ページをお開き願います。9款、1項、消防費につきましても、すべて執行残で72万6000円の減額。

85ページ。10款、教育費、1項、教育総務費から、92ページ、5項、保健体育費まですべて執行残で1210万5000円の減額でございます。

95ページをお開き願います。12款、1項、公債費につきましてもは100万1000円の減額で、1目、元金は財源内訳の変更、2目、利子は長期債償還利子が執行残、一時借入金利子は借入れなしによる減でございます。

96ページをお開きください。13款、諸支出金、1項、基金費につきましてもは、公共施設等整備基金の積立てで4672万9000円の追加、97ページ、14款、1項、予備費につきましてもは、執行残で163万7000円の減額でございます。99ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、議案1件につき質疑の時間は最長で40分といたします。

質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、何点か質問させていただきます。

まず、予算書の47ページ。2款、総務費、5目、企画費、12節、委託料の関係でお尋ねしますけれども、地域公共交通網形成計画事業実施業務委託料ということで、今回4万4000円減額補正されておりますけれども、この委託内容につきましてもは平成30年10月から本格運行を開始したニキバスの実態調査等を行い、地域公共交通全体の利用向上に向け、運行ダイヤ及び運行ルート変更等について検討を行うというものでありますけれども、令和2年度につきましてもは、コロナ禍ということもありまして、利用状況はどうだったのか、その利用実績と前年対比について、まず伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今のご質問は、ニキバスの令和2年度と前年度の実績がいかがだったかということでございます。

令和元年度におきましては、1便当たりの利用者数は2.02人、令和2年度におきましては1便当たりの利用者数が2.04人と0.02人ですけれども、微増という状況でございます。また、運行便数につきましてもは稼働率になりますが、令和元年度は稼働率60%、そして令和2年度・昨年度におきましては稼働率52%という稼働率自体は若干、コロナの影響もあろうかと思いますが、減少・低下しているという状況でございます。それに応じまして延べ利用者数につきましても、令和元年度は3553人のところ、令和2年度については3083人と減少をしているところでございます。令和2年度についてはですね、こちらとしてはコロナウイルス感染症の関係が影響しまして、緊急事態宣言・外出自粛があったことから、最低限の外出ということに留まったものというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはりこのコロナの影響で若干利用率が下がったということでございますけれども、この委託事業の実施結果でどういうことを検討されたのか、その概要と、調査結果を踏まえた今後の取組について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）公共交通の委託事業でございます。

こちらの業務につきましては、予約制バスを運行するに当たっての地域内フィーダー系統確保保持計画という計画、補助金交付申請等の事務がございます。こちらの方の支援・サポート、そして効率的な運営体制の構築ということで、継続して予約なしの運行ですとか、バス事業者の事務軽減ということで運行記録表を使いやすいように改善等々をしている中で変更をかけてございます。また、利用実態調査等も行っているところでありまして、令和2年度はその他、協議会を年3回ほど開催しているんですけども、こちらの協議会の補助・資料作成等をお願いしている部分、そして今回令和2年度についても新規系統導入可能性の検討ということで、たたき台までを作成をしているところでございます。また令和2年度、昨年12月に地域公共交通活性化再生法という法律が改正になりまして、地域公共交通計画を策定する必要が、努力義務化なんですけれども、補助をもらう団体については策定が義務になるような形になっております。本町においては、地域公共交通網形成計画、こちらを令和2年度には2年間経過措置があることからですね、2年間の延長をする形で、計画の変更を行っているところでございます。

そして、令和2年度5月には、バス停を3か所増やしてございます。仁木駅前、役場前、そして黒川9丁目と増やしておりまして、更に今年度についてはですね、アンケート調査の結果に基づきまして、イオン敷地内への乗り入れもできるような形で検討、進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）検討した結果、いろいろ改善されているようですけれども、この利用者の方とは、どういうふうに要望等コンセンサスを図っているんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）利用実態調査につきましては、利用者に対してですね、電話によるアンケートを行ってございます。今年度については、全戸・全町民対象に実態調査を行いまして、新規ルートの方の参考にさせていただき予定としているところです。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

いずれにしても、今回資料をいただきましたJR在来線も含めて、今後はその部分についても加速して、おそらく方向性を見出すのではないかと思いますので、ぜひ今年も同じ調査を発注しておりますので、それも含めまして、しっかり今後の利用率向上に向けて対応してほしいと思います。

次にもう1点、48ページの、同じく委託料の関係ですけれども、関係人口等創出事業委託料ということで、このことについてちょっとお尋ねしますけれども、この事業につきましては、オンラインイベントを開催して、農産物やワインなどの特産品を首都圏に向けて、広く発信し、本町との関係人口を創出するというものでありますけれども、この事業実績とその波及効果についてお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）関係人口等創出事業委託料に関する事業実績でございます。

事業内容については、只今議員おっしゃられました関係人口の創出ということでですね、マイナビ農業というサイトでの、今回ブランド化されました、シャインマスカット記事の広告掲載、そして「K i t c h H i k e」（キッチンハイク）というサイトを利用してオンラインイベントを行っております。仁木町のワインに合うシャインマスカットを使った料理を一緒に皆さんで作って、そして一緒に食べましょうというこ

とで、そのオンラインイベントは、12月12日に実施をさせていただきました。午後の部、そして夜の部ということで、それぞれ20人ずつの定員で行ってございます。その中で、K i t c h H i k eにつきましては、シャインマスカットの生産事業者、そしてワイナリー事業者の方にそれぞれ、実際にこちらに来ていただいてオンラインで参加していただいたり、更にオンラインのオンラインで参加していただいたりと、新しいやり方を使いながらですね、生産や出来上がるまでの苦労ですとか、それに込めた思いですとか、いろんな部分をお話しいただきながら町のPRも交えて展開をさせていただいたところです。

こちらの効果といたしましては、記事掲載については、シャインマスカットのブランド化に合わせて、9月16日から12月6日までの間、そのサイトのトップページに載せさせてもらいました。6580回のページの訪問ということでございます。平均滞在時間は3分11秒ということでございます。今回シャインマスカットの発表時期に合わせる事が出来たこともですね、効果的に周知出来たものというふうに考えているところでございます。また、K i t c h H i k eにつきましても、満員の状態20人の定員、それぞれ午後と夜を実施いたしました。こちらについても只今申し上げましたけれども、ワイナリー事業者さんの参加、そしてブドウ生産者の方の参加、そういうお話を参加者が聞くことで、すごく身近に感じられるということで、アンケート調査の方の回答もあったところでございます。こちらのオンラインのものにつきましては、サイト自体が150万人の方が閲覧すると言われているサイトでございます。そういうところからですね、町の特産品を通じて、生産者・事業者の交流から、たくさんの方に仁木町を知ってもらえたものということで認識をしているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これもう1回お聞きします。これは何人ぐらいこのオンラインイベントに参加されたというか、参加者数とか分かるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）このオンラインイベントについては、お昼の部20名、夜の部20名ということで参加費を徴収して、事前に食材も用意して、それぞれの家庭で作る。そしてこちらの事務局も一緒になって作るという形で、同じ料理を一緒に作って楽しむ、そして交流するというところで、20人・20人の定員でございました。そちらをFacebook等々ですね、参加者が順次、発信をしていただいて、仁木町を知る人を増やしていくということでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）前にいただいたこの資料でいくと、40人というのは、特産品発送料ということで、2000円掛ける40となっているんですが、このことでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）特産品をこちらから参加者に発送するというところで、40名ということでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

今後これについては、今すぐ効果がどうこうということは、始まったばかりですから、わからないかと思えますけれども、この関係人口については、本町が目指す移住・定住にも、大きく関わる事業でございますので、今後も積極的に取り組んでほしいと思います。それで、今回の事業を踏まえて、今後の取組に

ついてお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）移住・定住に向けた今後の取組、関係人口も含めての取組ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

関係人口の取組につきましてはですね、昨年、民間のエンジニア団体V S Nというところが、仁木町に来ていただいて、仁木町の色々な方と話をさせていただいた中で、地域課題を見つけ出して、そのエンジニアで何か解決できるものがないかということの研修、会社に行ってみれば研修という扱いなんですけれども、そういう形で昨年やらせていただきまして、今年度も一緒に話をしているところでございます。さらに本年2月にも、ヤマト運輸さんと包括連携協定を締結させていただきまして、その中で3月下旬に事務レベルでの協力体制、何ができるかということの話し合いを持ったところでございます。また、更にこの後、様々な関係人口から移住・定住につながるものとしての施策の方、ワーケーション・リモートワークなど、町長の所信表明の中にもございましたが、そういった部分についても検討実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この関係人口につきましては、第6期総合計画でも位置付けしておりますし、先ほど町長の方からも、移住・定住については、しっかり取り組んでいくということのお話がありましたので、ぜひ、今年度以降もしっかりこの部分については取り組んでほしいと思います。

あと、もう1点ですね。予算書の74ページ、6款、農林水産業費、負担金補助及び交付金、この中の有害鳥獣駆除対策経費の関連で質問させていただきますが、令和2年度はどの程度捕獲されたのか、捕獲数とそれに関わる捕獲されたものの処理。処理はどうされているのか、これは法的根拠があるのか、法で処理方法が定められているのか、あるいはガイドライン等で定めているのか、この処理方法についてご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）まず、令和2年度のエゾシカの捕獲頭数につきましては、令和2年度は71頭でございます。

続きまして、エゾシカのいわゆる残滓の処分につきましては、農林水産省から「捕獲した野生鳥獣の適正な処理について」という通知がありまして、その中では、「捕獲物については原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとなっております。なお通常の狩猟等で行われる範囲内で捕獲物を埋設処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触することはないと考えられるが、埋設する場合には生活環境に影響を与えないよう配慮する必要がある。」という通知があることから、仁木町鳥獣被害対策実施隊員には、その旨、周知してきたところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）おそらく町の方にも捕獲された件数については、猟友会の方から報告がされていると思うんですが、それを踏まえて、どう処理したのか、それは町の方で確認されているんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）令和2年度やそれ以前につきましても、猟友会・仁木町鳥獣被害対策実施隊とい

うことで町としての関わりとしてはなっていますが、こちらの実施隊の隊員には、令和2年度については埋設処分ということでお伺いしておりますが、令和2年に北しりべし廃棄物処理広域連合と協議をいたしまして、エゾシカの残滓については、処理量の限度等がありますが、受入れられるとの回答をいただいていることから、再度周知し、より適切な運用を図っていきたいと考えております。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今は、そういう部分で受入れてもらえるということなのでよろしいんですけど、埋設された場合は、それでもOKということなんですけれど、キツネとかがやはり悪さをすると思うんです。ですからその辺を十分配慮して、問題のないように、きちんと町の方で指導なり確認なりをしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）今までも、町の事務局からは、実施隊ですとか、猟友会の会員の方についてはそういった周知をしてきたところですが、今後、より適切に処理していただけるよう更なる周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億900万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額274万円を減額し、補正後の合計を2億900万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額274万円を減額し、補正後の合計を2億900万6000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、その他が155万9000円の減、一般財源が118万1000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより193万2000円の減額、2目、退職被保険者国民健康保険税は収入なしのため6000円を減額し、廃目としております。

7ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料につきましては、収入見込みにより5000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては執行残により12万8000円の減額、2項、基金繰入金は事業完了に伴い77万2000円の追加でございます。

9ページ、6款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、収入実績により11万5000円の追加、預金利子につきましては収入なしにより1000円を減額し廃項としております。3項、雑入は1000円の減額、4項、受託事業収入は実績により155万4000円の減額でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましてはすべて執行残で23万4000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。2項、徴税費につきましては財源内訳の変更、3項、審議会費は執行残で5000円の減額でございます。

13ページ、2款、保健施設費、1項、特定健康診査等事業費につきましては、すべて執行残で155万2000

円の減額でございます。

14ページをお開き願います。公債費につきましては4万5000円を減額し、廃款とするものでございます。

15ページ。4款。諸支出金、1項。償還金及び還付加算金につきましては80万4000円の減額でございます。1目。一般被保険者保険税還付金につきましては執行残、退職被保険者等保険税還付金、一般被保険者償還金及び退職被保険者等償還金は支出なしのためそれぞれ全額を減額し廃目としております。

16ページをお開き願います。予備費につきましては10万円を減額し、廃款とするものであります。17ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億216万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年3月31日

専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。1款、使用料及び手数料から5款、諸収入までを補正いたしまして、歳入合計額から補正額590万円を減額し、補正後の合計を4億216万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額590万円を減額し、補正後の合計を4億216万2000円とするものでございます。

3ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源590万円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましては、収入見込みにより423万4000円の追加、2項、手数料につきましても、収入見込みにより29万6000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては執行残により1042万8000円の減額でございます。

7ページ。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料につきましては、収入見込みにより1000円の減額、預金利子は収入なしにより1000円を減額し、廃項としております。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましてはすべて執行残で550万9000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。3款、1項、公債費につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子は借入れがありませんでしたので、合わせて29万1000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。予備費につきましては執行なしにより10万円を減額し廃款としております。15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計

補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7195万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第4号、令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額141万8000円を減額し、補正後の合計を7195万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額141万8000円を減額し、補正後の合計を7195万円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、その他1000円の減、一般財源141万7000円の減となっております。

ります。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料につきましては、収入見込みにより112万2000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料につきましては収入見込みにより1000円の減額でございます。

7ページ。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、繰入見込みにより26万5000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。5款、諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては収入なしのため廃項、2項、償還金及び還付加算金は、収入実績により2万6000円の減額、預金利子、雑入は収入なしにより廃項としております。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては執行残で、16万8000円の減額、2項、徴収費につきましては財源内訳の変更でございます。

10ページをお開き願います。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、支出見込みにより117万5000円の減額でございます。

11ページ。3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金につきましては執行残により2万5000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。予備費につきましては執行なしにより5万円を減額し廃款としております。13ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 承認第5号 専決処分事項の承認について

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月24日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年3月24日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、渡辺ほけん課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）承認第5号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）についてご説明いたします。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例第5条に規定する利用料及び実費に相当する費用につきましては、介護報酬を基に設定しております。令和3年度は介護報酬改定の年であり、令和3年3月15日付け厚生労働省から、4月1日から施行となる指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示がありました。このことに伴い、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例につきましても、所要の改正を行ったものでございます。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。

新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案でございます。なお下線を付している部分が改正箇所でございます。第5条第3号の利用料の改正でございますが、第3条第3号の生活管理指導事業の利用料を1日430円から1日440円に改めるものでございます。附則ですが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第12 承認第6号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第6号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第6号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要があるため、条例制定するものであります。主な内容としまして住民税につきましては、扶養控除の取扱いの見直し、住宅ローン控除の延長。固定資産税につきましては、令和3年度に限り税額が増額する土地について前年度の税額に据え置く、軽自動車税は環境負荷の少ない自動車の特例期限の延長と環境性能の適用期間の延長の改正であります。

それでは改め文の朗読を省略しまして、新旧対照表で主な改正点について説明いたします。なお、地方

税法の改正に伴う条ずれ等につきましては省略いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第24条につきましては、国外居住親族の取扱見直しにより、扶養親族については、年齢16歳未満及び控除対象扶養親族に限るとしたものであります。

4ページをお開き願います。第53条の9第3項につきましては退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることを追加したものであります。

5ページをお開き願います。附則第5条につきましては、第24条と同じく、扶養親族の定義の変更であります。第6条は、医療費控除期間を令和4年度から令和9年度まで延長する改正であります。

7ページをお開き願います。附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に関わる固定資産税の特例を受けようとする者の申告に関わる規定の追加であります。

10ページをお開き願います。附則第12条につきましては、令和3年度に限り、固定資産税が増額する宅地等について、前年度の税額に据え置くとしたもので、11ページの附則第13条は農地についても同様の改正をしたものであります。

12ページをお開き願います。附則第15条の2軽自動車税の環境性能割につきましては取得の期間を9か月間延長し、令和3年12月31日までに取得した軽自動車を軽減対象とし、また、14ページ、第6項から第8項を追加し、環境負荷の少ない軽自動車の特例期間を2年間延長とする改正であります。

15ページをお開き願います。附則第26条第2項住宅ローン控除について所得税から控除し切れない分につきましては、住民税から控除する特例期間を延長するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第6号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第13 議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1547万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2397万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金、19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額1547万8000円を追加し、補正後の合計を38億2397万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費から8款、土木費まで補正いたしまして歳出合計額に補正額1547万8000円を追加し補正後の合計を38億2397万9000円とするものでございます。

3ページ。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、国・道支出金は1454万2000円の追加、一般財源が93万6000円の追加となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては新型コロナウイルスワクチンの国負担分1454万2000円を追加するものであります。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては財源調整のため93万6000円を追加するものであります。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましては、いきいき88に自動体温計計測器、サーマルカメラと消毒液供給装置の購入で20万2000円の追加、2項、児童福祉費につきましては、大江と銀山のへき地保育所に検温機能付自動噴霧器の購入7万8000の追加で、いずれも新型コロナウイルス対策であります。

8ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種委託料1454万3000円の追加であります。

9ページ。6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては、山村開発センターにサーマルカメラ、フルーツパークにきにサーマルカメラと消毒液供給装置の購入41万7000円の追加であります。

10ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費につきましても22万円の追加で、ふれあい遊トピア公園にサーマルカメラと消毒液供給装置を購入する費用であります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号

令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第2号『令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について。令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項、第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年5月28日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方は、櫻・和田・仁木重機・長内経常建設共同企業体 代表者 虻田郡京極町字京極568番地、株式会社 櫻組 代表取締役 櫻 貢となっております。2の契約金額は1億4597万円で、うち消費税及び地方消費税分は1327万円となっております。3の工期は令和3年6月4日から令和4年2月15日までとなっております。詳細につきましては可児建設課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第2号、令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億5221万8000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者3社と2経常建設共同企業体の計5社を指名し、5月25日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、櫻・和田・仁木重機・長内経常建設共同企業体が落札しております。落札金額に

つきましては、1億3270万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億3838万円に対し、95.9%の額となっておりでございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億4597万円で、予定工期につきましては、令和3年6月4日から令和4年2月15日でございます。

続きまして、2ページ、配水管布設工事位置図をお開き願います。主な工事内容につきましては、大江1丁目から2丁目の間に管径100mmの水道配水用ポリエチレン管845.6mなど合わせて3410.6mの配水管を布設する工事で、青色で塗られているところが工事箇所でございます。配水管の埋設位置につきましては、国道5号は歩道及び歩道のり下、町道は車道及び路肩でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時18分

再 開 午後 1時18分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和3年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議のもと、ご可決賜り衷心よりお礼を申し上げます。また、3期目の町政を担うにあたり、先ほど、私の所信と施策の基本的な考え方を述べさせていただきましたが、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

それから、行政報告の中でも記載させていただきましたが、今般のワクチン接種予約につきましては、事前の想定が不十分で、必要な対策が整っておらず、予約開始直後から電話がつながりにくい状況になり、予約を希望される町民の皆さまにご不便とご心配をおかけしましたことに深くお詫びを申し上げます。

さて、北海道は2度目の緊急事態宣言が発出されてから、明日で2週間が経過しようとしておりますが、

感染と隣り合わせの不安の日々の繰り返しにより、社会は疲弊している状態に陥っております。長くて暗いトンネルから抜け出すことが出来ない不安と、当たり前のことが当たり前に出来ないいら立ちの間で、我慢も限界に達し、人々の行動を抑制することが徐々に困難な状況になりつつあります。実際問題として、これまで新型コロナウイルスの感染抑止を国民への要請で乗り切ろうとしていましたが、大きな行動の抑制にはつながらず、法改正をして特別措置法の下、対策の実効性を高めるために、要請だけではなく、命令ができる措置がとられました。一方で事業者の方々の中には背に腹はかえられないという思いの中で、命令に従わないのではなく、従えない状態にまで達し、やむを得ず経営を続けなければならない八方塞がりの事態にあるのも事実であります。ここに来て、東京オリンピックの開催の是非が問われておりますが、このような社会下において、混乱ではなく秩序を守り、排除ではなく包摂の社会を取り戻せる日が来ることを皆が望んでいることであり、そのためにも1日も早く終息する日が訪れることをただ願うばかりではなく、国民一人ひとりの行動や意識を改め、皆でこの難局を乗り越えるためにも、感染拡大防止対策をしっかりと実行することが、明るい未来への近道になるものと信じているところであります。

最後になりますが、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き健康管理には十分ご留意されますよう合わせてお願い申し上げます。本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時22分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和3年5月28日～5月28日（1日間）

（開会～午前10時30分 / 閉会～午後1時22分）

議案 番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第5号）	R3.5.28	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	R3.5.28	承認可決
承認 第3号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	R3.5.28	承認可決
承認 第4号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計会計補正予算（専決第1号）	R3.5.28	承認可決
承認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R3.5.28	承認可決
承認 第6号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R3.5.28	承認可決
議案 第1号	令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	R3.5.28	原案可決
議案 第2号	令和3年度配水管整備事業大江地区国道5号外配水管布設工事請負契約の締結について	R3.5.28	原案可決